

千曲市訓令第11号

本 庁
出先機関

千曲市表住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策規程及び千曲市住民基本台帳職権消除等事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策規程及び千曲市住民基本台帳職権消除等事務処理規程の一部を改正する訓令

(千曲市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策規程の一部改正)

第1条 千曲市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策規程（平成15年千曲市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、住民基本台帳カード」を削る。

(千曲市住民基本台帳職権消除等事務処理規程の一部改正)

第2条 千曲市住民基本台帳職権消除等事務処理規程（平成28年千曲市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

個人番号カード（住民基本台帳カード）

」を「

個人番号カード

」に改める。

様式第4号中

「
② 運転免許証など公的証明書（保険証など写真の無いものは2点以上）で本人を証明するもの
」を
「
② 運転免許証など公的証明書（写真の無いものは2点以上）で本人を証明するもの
」に
改める。

様式第5号中

「
② 運転免許証など公的証明書（保険証など写真の無いものは2点以上）で本人を証明するもの
」を

「

② 運転免許証など公的証明書（写真の無いものは2点以上）で本人を証明する
もの

」に

改める。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

